

## 匿名組合契約回胴式遊技機ファンド1号 私募の要項

銘柄名	匿名組合契約回胴式遊技機ファンド1号
設定形態	商法第535条に規定される匿名組合契約
募集単位	1口あたり30万円（発行価格）1口以上1口単位
募集総額	3,000万円を上限とします。
投資事業概要	本匿名組合は、営業者が事業者と業務委託契約を結び、この業務委託契約に基づいて、事業者が、営業者から発注された回胴式遊技機を開発者から購入代行し、営業者が所有することとなった回胴式遊技機を、全国各地の遊技場店舗にレンタルすることによって得られる収益を一定の割合で出資者に分配することを目指した金融商品です。
契約の解除	金融商品取引法第37条の6に規定される書面による解除（クーリングオフ）は適用されません。
申込期間	平成23年7月15日から平成23年8月15日までとします。申込期間は募集総額が3,000万円に達したまでとしますが、営業者の判断で募集総額が3,000万円に達する前であっても申込期間を終了することがあります。
払込期日	お申込書類（契約書・確認書）を金融商品取引業者が受理した日から7営業日以内まで（但し、最終払込期日は平成23年8月15日又は営業者が別途指定する日）
事業年度	本匿名組合の事業開始月（事業開始日を含む月）から12ヶ月間とします。
事業準備期間	事業者が、遊技場店舗との契約に基づいて、回胴式遊技機の運搬・設置・調整等を行う期間を事業準備期間とします。（約1ヶ月以内を想定しています。ただし、諸事情により事業準備期間が短縮又は延長になる場合もあります。）
事業開始日	事業準備期間が終了した翌日を本匿名組合事業の開始日とします。
損益計算期間	本匿名組合事業の開始日から開始月の末日まで、開始翌月以降は毎月1日から同月末日までを損益計算期間とします。
解約の可否	中途解約はできません。
費用等	<p>(1) 申込時に負担する費用</p> <p>【申込手数料】 1口あたり31,500円（消費税込）</p> <p>【振込手数料】 ※振込手数料の金額については、取扱金融機関などにより異なるため、表示することができません。</p> <p>(2) 運用開始後に負担する費用</p> <p>【営業者事務費】 1口あたり20,000円</p> <p>【事業運営管理料】 毎月ごとの損益計算期間の事業利益の23%</p> <p>【営業者管理料】 毎月ごとの損益計算期間の事業利益の5.5%</p> <p>【金融商品取引業者ファンド管理料】 毎月ごとの損益計算期間の事業利益の19.5%</p> <p>【管理型信託会社信託報酬】 毎月ごとの損益計算期間の事業利益の2%</p>

※当ファンドは、募集を終了しております。